|  |
| --- |
| **５０１０．輸入申告変更** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＩＤＥ | 輸入申告変更 |

１．業務概要

「輸入申告変更事項登録（ＩＤＡ０１）｣業務後、以下の手続きの変更（以下、輸入申告変更等という。）または特例申告（特例委託特例申告を含む。）若しくは特例申告期限内訂正（特例委託特例申告期限内訂正を含む。）を行う。

①輸入申告（申告納税）（輸入許可前貨物引取（以下、ＢＰという。）承認申請を含む。）

②輸入申告（賦課課税）

③輸入申告（少額関税無税）（ＢＰ承認申請を含む。）

④輸入（引取）申告（特例委託輸入（引取）申告を含む。）

⑤輸入（引取・特例）申告（特例委託輸入（引取・特例）申告及び蔵出輸入（引取・特例）申告を含む。）

⑥蔵入承認申請

⑦移入承認申請

⑧総保入承認申請

⑨展示等申告

⑩蔵出輸入申告（申告納税）（ＢＰ承認申請を含む。）

⑪蔵出輸入申告（賦課課税）

⑫移出輸入申告（申告納税）（製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。ＢＰ承認申請を含む。）

⑬移出輸入申告（賦課課税）（製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。）

⑭総保出輸入申告（申告納税）（製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。ＢＰ承認申請を含む。）

⑮総保出輸入申告（賦課課税）（製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。）

（１）本業務を税関の開庁時間外に行う場合には、時間外執務要請届がされている必要がある。ただし、申告等種別が特例申告または特例申告期限内訂正の場合は除く。

（２）輸入申告ＤＢに関税割当証明書提出猶予申請を行う旨が登録されている場合は、併せて実施することができる。

（３）輸入申告ＤＢに原産地証明書提出猶予申請または原産品申告書提出猶予申請を行う旨が登録されている場合は、併せて実施することができる。

（４）輸入申告ＤＢに個別納期限延長申請を行う旨が登録されている場合は、併せて実施することができる。

（５）輸入申告ＤＢに特例申告納期限延長申請を行う旨が登録されている場合は、併せて実施することができる。

（６）申告等種別が特例申告または特例申告期限内訂正の場合で、輸入申告ＤＢに酒税またはたばこ税・たばこ特別税に係る特例申告納期限延長申請（以下、特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）という。）を行う旨が登録されている場合は、特例申告または特例申告期限内訂正を受理せず、特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）処理を行う。

（７）登録内容に基づき輸入申告等を「書類審査扱い」または「検査扱い」のいずれかに選定する。

（８）輸入申告ＤＢの輸入承認証等識別に電子原産地証明書に対応するコードが登録されている場合、かつ、輸入申告ＤＢの輸入承認証番号等に登録されている「Ｎ－Ｃ／Ｏ番号」、または、｢「ｅＣ／Ｏキー」と「Ｃ／Ｏ番号」の組み合わせ」における原産地証明書情報について「原産地内取内容仮登録（ＯＡＣ）」業務による内取内容の仮登録が行われていない場合は、当該原産地証明書情報に全欄全量内取完了がされた旨を登録する。（以下、全欄全量内取処理という）

処理条件等については「５．処理内容－（15）Ｃ／Ｏ情報ＤＢ処理－（Ｄ）」を参照。

２．入力者

通関業

３．制限事項

なし。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②輸入申告ＤＢに登録されているＩＤＡ０１業務の入力者と同一であること。

③システムに通関士として登録されていること。ただし、輸入申告ＤＢに通関士審査済の旨が登録されている場合を除く。

④輸入申告ＤＢに輸入承認証等識別欄に減免戻し税等明細書に対応するコードが登録されている場合で輸入承認証番号等欄に登録されている「減免戻し税等明細書番号」において通関申告予定者コードが登録されている場合は、入力者が減免戻し税等明細書情報ＤＢに登録されている通関申告予定者と同一であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）輸入申告ＤＢチェック

入力された申告等番号について以下のチェックを行う。

（Ａ）入力された申告等番号が輸入申告ＤＢに存在すること。

（Ｂ）申告等変更事項の登録が完了していること。

（Ｃ）輸入申告等（ＢＰ承認申請を含む。）がされていること。

（Ｄ）輸入申告変更等（ＢＰ承認申請変更を含む。）がされていないこと。

（Ｅ）申告等種別が特例申告または特例申告期限内訂正の場合は、特例申告期限日を過ぎていないこと。

（Ｆ）輸入申告ＤＢに登録されている入港年月日は本業務が行われた日より未来日でないこと（海上のみ）。

（Ｇ）以下の登録がされていないこと。

「輸入申告等手作業移行」

「輸入申告等撤回」

「特例申告手作業移行」

（Ｈ）通関士審査結果として訂正要の旨の登録がされていないこと。

（Ｉ）申告等種別が特例申告で、特例申告納期限延長かつ本業務で特例申告受理となる場合は、本業務の入力日において特例輸入者であること。ただし、特例委託特例申告の場合は、チェックを行わない。

（Ｊ）特例申告期限内訂正で特定日＊１までに特例申告受理されている場合、特定日＊１を過ぎていないこと。

（＊１）輸入（引取）許可日の翌月２０日。ただし、システムに納税方式が特例申告即納に係る一括納付書等の出力日を８日にする旨の登録がある場合は、輸入（引取）許可日の翌月７日。

（４）時間外執務要請届ＤＢチェック

本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、以下のチェックを行う。

ただし、申告等種別が特例申告または特例申告期限内訂正の場合は除く。

①当該申告・申請者分の時間外執務要請届ＤＢ（届出種別「Ａ：通関」または「Ｅ：通関（２４時間提出可能）」）が存在すること。

②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

（５）貨物情報関連チェック

以下の場合以外にチェックを行う。

ただし、蔵出輸入申告（蔵出輸入（引取・特例）申告を含む）、または蔵入承認後の再蔵入承認申請、蔵入承認後の移入承認申請または蔵入承認後の総保入承認申請（以下、再蔵入承認申請等という。）の場合で、通関予定蔵置場が蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場としてシステムに登録されている場合は、チェックを行う（海上のみ）。

①輸入申告ＤＢに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合

②申告等種別が特例申告または特例申告期限内訂正の場合

③ＢＰ承認後の場合

④輸入申告ＤＢに郵便物である旨が登録されている場合

　（Ａ）海上の場合

輸入申告ＤＢに登録されているＢ／Ｌ番号について、以下のチェックを行う。

なお、一括申告する場合は、輸入申告ＤＢに登録されているＢ／Ｌ番号の仕分けの子でチェックを行う。

また、項目の一致チェックまたは比較チェックについては、当該項目が、貨物情報ＤＢに登録されている場合のみ行う。

（ａ）Ｂ／Ｌ番号が貨物情報ＤＢに存在すること。

（ｂ）輸入貨物であること。

（ｃ）他の輸入申告等がされていないこと。（蔵出輸入申告（蔵出輸入（引取・特例）申告を含む）または再蔵入承認申請等の場合を除く）

（ｄ）海上簡易輸入申告がされていないこと。

（ｄｅ）蔵出輸入申告（蔵出輸入（引取・特例）申告を含む）または再蔵入承認申請等の場合は、以下のチェックを行う。

①蔵入承認済貨物であること。

②蔵出輸入申告中または再蔵入承認申請等中でないこと。

③蔵出輸入許可となっていないこと。

（ｄｆ）輸入申告ＤＢに登録されている通関予定蔵置場に貨物が蔵置されていること。

ただし、本船・ふ中扱い貨物の場合及び貨物到着前輸入申告扱いの場合は除く。

なお、複数のＢ／Ｌ番号が輸入申告ＤＢに登録されている場合は、以下のすべてを満たすこと。

①輸入申告ＤＢに登録されている通関予定蔵置場に蔵置されている貨物が１つ以上あること。

②すべての貨物が蔵置税関の管轄する保税地域に蔵置されていること。

（ｅｇ）バースにおける輸入申告の場合は、リスク分析結果の事前通知が登録されていないこと。

（ｆｈ）仕分けの親となっていないこと。

（ｇｉ）混載仕分けの親となっていないこと。

（ｈｊ）訂正保留中となっていないこと。

（ｉｋ）一括申告する場合は、仕分けの子が５Ｂ／Ｌ以下であること。

（ｊｌ）本船・ふ中扱い貨物の場合は、「積荷目録提出（ＤＭＦ）」業務が行われていること。（「簡易貨物情報登録（ＳＣＲ）」業務により登録された貨物の場合を除く。）

（ｋｍ）輸入申告ＤＢに登録されている通関予定蔵置場が本船扱いに対応する蔵置場である場合は、本船扱い承認されていること。

（ｌｎ）輸入申告ＤＢに登録されている通関予定蔵置場がふ中扱いに対応する蔵置場である場合は、ふ中扱い承認されていること。

（ｍｏ）以下の項目について、輸入申告ＤＢに登録されている内容と貨物情報ＤＢに登録されている内容が同一であること。

①貨物個数

②積載船舶コード

③船卸港コード

なお、一括申告する場合の貨物個数についてはＢ／Ｌ番号の仕分けの子の合計でチェックを行う。

また、複数のＢ／Ｌ番号が輸入申告ＤＢに登録されている場合は、貨物個数の合計でチェックを行う。

（ｎｐ）コンテナ本数について、一括申告または複数のＢ／Ｌ番号が輸入申告ＤＢに登録されている場合は、貨物情報ＤＢに登録されているコンテナ本数の合計が９９９を超えていないこと。

（ｏｑ）コンテナ本数について、輸入申告ＤＢに登録されている内容が貨物情報ＤＢに登録されている内容と同一であること。

なお、一括申告する場合のコンテナ本数についてはＢ／Ｌ番号の仕分けの子の合計でチェックを行う。

また、複数のＢ／Ｌ番号が輸入申告ＤＢに登録されている場合は、コンテナ本数の合計でチェックを行う。

（ｐｒ）以下の登録がされていないこと。

「廃棄届受理」

「亡失届受理」

「滅却承認」

「現場収容」

「税関内収容」

「その他の搬出承認」

（ｑｓ）貨物手作業移行されていないこと。

（ｒｔ）削除対象となっていないこと。

（ｓｕ）コンテナ扱いで通関する場合は、デバンニングされていないこと。

（ｔ）通関予定蔵置場以外の蔵置場における搬入時申告の登録がされていないこと。

（ｕｖ）他所蔵置場所で通関する場合は、以下のチェックを行う。

①貨物情報ＤＢに他所蔵置許可申請番号が登録されていること。

②貨物情報ＤＢと輸入申告ＤＢに登録されている他所蔵置許可申請番号が一致すること。

③本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること。

（ｖｗ）輸入申告ＤＢに一括申告等識別が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

①一括申告等識別に「Ｃ」が登録されている場合は、コンテナ詰貨物のみであること。

②一括申告等識別に「Ｍ」が登録されている場合は、コンテナ貨物とコンテナ詰めされていない貨物が混在していること。

③一括申告等識別に「Ｌ」が登録されている場合は、コンテナ詰めされていない貨物のみであること。

（ｗｘ）複数のＢ／Ｌ番号が輸入申告ＤＢに登録されている場合は、以下のチェックを行う。

ただし、一括申告する場合は、チェックを行わない。

①輸入申告ＤＢに一括申告等識別が登録されている場合は、分散蔵置していること。

②輸入申告ＤＢに一括申告等識別が登録されていない場合は、分散蔵置していないこと。

（Ｂ）航空の場合

輸入申告ＤＢに登録されているＡＷＢ番号について、以下のチェックを行う。

また、項目の一致チェックまたは比較チェックについては、当該項目が、輸入貨物情報ＤＢに登録されている場合のみ行う。

（ａ）ＡＷＢ番号が輸入貨物情報ＤＢに存在すること。

（ｂ）ＵＬＤでないこと。

（ｃ）ＭＡＷＢでないこと。

（ｄ）仕分中となっていないこと。

（ｅ）一般仮陸揚貨物でないこと。

（ｆ）仮・仮貨物でないこと。

（ｇ）国外向け機移し貨物でないこと。

（ｈ）他空港向一括保税運送仮陸揚貨物でないこと。

（ｉ）システム外向けの他空港向一括保税運送貨物でないこと。

（ｊ）ＨＡＷＢの場合は、輸入申告ＤＢに登録されているＭＡＷＢ番号と輸入貨物情報ＤＢのＭＡＷＢ番号が同一であること。

（ｋ）ＡＷＢの場合は、輸入申告ＤＢにＭＡＷＢ番号の登録がされていないこと。

（ｌ）他の輸入申告等がされていないこと。

（ｍ）輸入マニフェスト通関申告がされていないこと。

（ｎ）機用品蔵入等承認申請がされていないこと。

（ｏ）以下の登録がされていないこと。

「外貨機用品積込承認（個別）」

「外貨船用品積込承認」

「廃棄届受理」

「滅却承認」

「亡失届受理」

「保税運送承認」（システム外向けの保税運送承認の場合のみ）

「税関内収容」

「現場収容」

「登録情報削除容認」

（ｐ）貨物手作業移行されていないこと。

（ｑ）積戻し貨物としての仕分けまたは仕合せがされていないこと。

（ｒ）仕分け親でないこと。

（ｓ）通関予定蔵置場からの保税運送申告がされていないこと。

（ｔ）貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。

（ｕ）突合されていること。

ただし、ＨＡＷＢの場合は、以下のいずれかの条件を満たすこと。

①ＨＡＷＢについて、「混載貨物確認情報登録（ＨＰＫ）」業務等が行われていること。

②ＭＡＷＢについて、「ＡＷＢ情報登録（輸入）（ＡＣＨ）」業務等が行われていること。

なお、本業務において、突合とは以下の条件を満足した状態のことをいう。

①通関予定蔵置場に全量蔵置されていること。

ただし、ＨＡＷＢの場合で、通関予定蔵置場がＨＰＫ業務を不要として登録されている場合は除く

②スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。

ただし、スプリット情報仕分けされた貨物は除く。

（ｖ）ＨＡＷＢの場合は、不突合（オーバー）となっていないこと。

（ｗ）訂正保留中でないこと。

（ｘ）輸入申告ＤＢに登録されている以下の内容と輸入貨物情報ＤＢに登録されている内容が同一であること。

①貨物個数

②貨物重量（グロス）

③積載船（機）名

④入港年月日

⑤船（取）卸港コード

（ｙ）輸入貨物情報ＤＢに登録されている以下の内容に不明なものがないこと。

①積載船機名

②入港年月日

③船（取）卸港コード

（ｚ）輸入申告ＤＢに登録されている積載船機名、入港年月日及び船（取）卸港コード（以下、「積載機情報」という。）と輸入貨物情報ＤＢに登録されている積載機情報が同一であること。

ただし、ＨＡＷＢの場合は、以下のいずれかの積載機情報とチェックを行う。

①ＨＰＫ業務等が行われている場合は、ＨＰＫ業務等により、輸入貨物情報ＤＢに登録された、ＨＡＷＢの積載機情報

②ＨＰＫ業務等が行われていない場合は、ＡＣＨ業務等により、輸入貨物情報ＤＢに登録された、ＭＡＷＢの積載機情報

なお、スプリット貨物である場合は、輸入貨物情報ＤＢに登録されている複数の積載機情報のいずれかと同一であること。

（aa）他所蔵置場所で通関する場合は、以下のチェックを行う。

①輸入貨物情報ＤＢに他所蔵置許可申請番号が登録されていること。

②輸入貨物情報ＤＢと輸入申告ＤＢに登録されている他所蔵置許可申請番号が一致すること。

③本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること。

（ab）到着即時輸入申告扱いの場合は、スプリット貨物でないこと。

（ac）貨物到着前輸入申告扱いの場合は、以下のチェックを行う。

＜Ａ＞ＡＷＢの場合は、以下のチェックを行う。

＜ａ＞スプリット貨物でないこと。

＜ｂ＞「貨物確認情報登録（ＰＫＧ）」業務が行われていないこと。

＜ｃ＞「搬入確認登録（システム対象外保税運送）（ＯＩＮ）」業務が行われていないこと。

＜ｄ＞以下の条件を全て満たすこと。

①「ＡＷＢ予備情報登録（ＡＡＷ）」業務またはＡＣＨ業務により、通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物として登録されていること。

②ＡＡＷ業務またはＡＣＨ業務により、通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物以外の登録がされていないこと。

＜Ｂ＞ＨＡＷＢの場合は、以下のチェックを行う。

＜ａ＞ＨＡＷＢについて、以下のチェックを行う。

①スプリット貨物でないこと。

②ＨＰＫ業務が行われていないこと。

＜ｂ＞ＭＡＷＢについて、以下のチェックを行う。

（ア）「ＵＬＤ引取情報登録（ＵＤＡ０１）」業務実施済みの旨が登録されていないこと。

（イ）ＰＫＧ業務及びＯＩＮ業務が行われていないこと。

（ウ）以下の条件を全て満たすこと。

＜ア＞ＨＡＷＢについて、「ＨＡＷＢ情報登録（輸入）（ＨＣＨ０１）」業務が行われていること。

＜イ＞ＭＡＷＢについて、以下のチェックを行う。

①ＡＡＷ業務またはＡＣＨ業務により、通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物として登録されていること。

②ＡＡＷ業務またはＡＣＨ業務により、通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物以外の登録がされていないこと。

③ＡＡＷ業務またはＡＣＨ業務により、運送種別が未定の旨が登録されていないこと。

（６）適用法令チェック

申告等種別が蔵出輸入申告、移出輸入申告、総保出輸入申告または蔵出輸入（引取・特例）申告の場合で、変更事項登録日と本業務が行われた日が異なる場合は、以下のチェックを行う。ただし、ＢＰ承認後の場合は除く。

ただし、輸入包括評価申告関連チェックについては、変更事項登録日と本業務が行われた日が同じ場合でもチェックを行う。

（Ａ）保険関連チェック

輸入申告ＤＢに登録されている包括保険番号について、以下のチェックを行う。

（ａ）包括保険番号が６桁の場合

①包括保険番号が保険ＤＢに存在すること。

②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に保険ＤＢの登録内容に変更がないこと。

③輸入申告日が保険ＤＢに登録されている適用終了年月日を過ぎていないこと。

（ｂ）包括保険番号が８桁の場合

①包括保険番号が包括保険ＤＢに存在すること。

②輸入申告日が包括保険ＤＢに登録されている適用終了年月日を過ぎていないこと。

（Ｂ）輸入包括評価申告関連チェック

輸入申告ＤＢに登録されている包括評価申告受理番号について、以下のチェックを行う。

①包括評価申告受理番号が輸入包括評価申告ＤＢに存在すること。

②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入包括評価申告ＤＢの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が輸入包括評価申告ＤＢに登録されている有効期限内であること。

（Ｃ）輸入包括審査関連チェック

輸入申告ＤＢに登録されている包括審査扱い受理番号及び品目コードについて、以下のチェックを行う。

①包括審査扱い受理番号及び品目コードが輸入包括審査ＤＢ及び輸入包括審査品目条件ＤＢに存在すること。

②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入包括審査ＤＢ及び輸入包括審査品目条件ＤＢの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が輸入包括審査ＤＢ及び輸入包括審査品目条件ＤＢに登録されている有効期限内であること。

（Ｄ）原産地関連チェック

輸入申告ＤＢに登録されている原産地コードについて、以下のチェックを行う。

①原産地コードがシステムに存在すること。

②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に原産地の税率適用状況の登録内容に変更がないこと。

（Ｅ）特恵例外関連チェック

特恵税率が適用されていて、輸入申告ＤＢに登録されている原産地コード及び品目コードの組み合わせが特恵例外ＤＢに登録されている場合は、本業務が行われた日が特恵停止期間内でないこと。

（Ｆ）輸入品目関連チェック

輸入申告ＤＢに登録されている品目コードについて、以下のチェックを行う。

①品目コードが輸入品目ＤＢに存在すること。

②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入品目ＤＢの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が輸入品目ＤＢに登録されている有効期限内であること。

④特恵税率が適用されている品目で特恵税率の適用方式がエスケープ・クローズ方式の場合は、本業務が行われた日が特恵適用期間内であること。

（Ｇ）特恵管理関連チェック

特恵税率が適用されていて、輸入申告ＤＢに登録されている品目コードに係る特恵項名及び原産地に係る国名コードの組み合わせが特恵管理ＤＢに登録されている場合は、本業務が行われた日が特恵適用期間内であること。

（Ｈ）関税減免税関連チェック

輸入申告ＤＢに登録されている関税減免税コードについて、以下のチェックを行う。

①関税減免税コードが輸入関税減免税コードＤＢに存在すること。

②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入関税減免税コードＤＢの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が輸入関税減免税コードＤＢに登録されている有効期限内であること。

（Ｉ）内国消費税関連チェック

輸入申告ＤＢに登録されている内国消費税等種別コードについて、以下のチェックを行う。

①内国消費税等種別コードが内国消費税等種別ＤＢに存在すること。

②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に内国消費税等種別ＤＢの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が内国消費税等種別ＤＢに登録されている有効期限内であること。

（Ｊ）内国消費税等減免税関連チェック

輸入申告ＤＢに登録されている内国消費税等減免税コードについて、以下のチェックを行う。

①内国消費税等減免税コードが輸入内国消費税等減免税コードＤＢに存在すること。

②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入内国消費税等減免税コードＤＢの登録内容に変更がないこと。

（Ｋ）特別緊急関税対象品目関連チェック

輸入申告ＤＢに登録されている品目コードがＳＳＧ対象品目ＤＢに登録されていて、本業務が行われた日が適用期間内である場合は、以下のチェックを行う。

①申告等種別が蔵出輸入（引取・特例）申告の場合で、数量チェック対象の場合は、輸入申告ＤＢに登録されている数量が輸入基準数量を超えていること。＊１

②価格チェック対象の場合は、輸入申告ＤＢに登録されている課税価格が発動基準価格を下まわっていないこと。＊１

③申告等種別が蔵出輸入（引取・特例）申告の場合は、価格チェック対象でないこと。＊１

（＊１）チェックの許容範囲は別途税関が定める。

また、ＥＰＡに基づく税率が適用された場合で、システムに特別緊急関税対象品目チェックを不要とする旨が登録されている場合は、チェックを行わない。

（Ｌ）輸出入者関連チェック

輸入申告ＤＢに登録されている輸入者及び輸入取引者について、以下のチェックを行う。

①輸入者及び輸入取引者が国内用輸出入者ＤＢに存在すること。

②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に国内用輸出入者ＤＢの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が国内用輸出入者ＤＢに登録されている有効期限内であること。

（Ｍ）ＬＤＣ特恵除外関連チェック

特別特恵税率が適用されていて、輸入申告ＤＢに登録されている品目コード及び原産地に係る国名コードの組み合わせがＬＤＣ特恵除外ＤＢに登録されている場合は、本業務が行われた日が特別特恵停止期間内でないこと。

（Ｎ）ＥＰＡ関連チェック

適用された関税率がＥＰＡに基づく税率の場合に、以下のチェックを行う。

①輸入申告ＤＢに登録されている原産地コード及び品目コードの組み合わせが、ＥＰＡの適用可能とＥＰＡ税率管理ＤＢに登録されていること。

②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間にＥＰＡ税率管理ＤＢの登録内容に変更がないこと。

③変更事項登録日から本業務が行われた日までの間にＥＰＡ／ＦＴＡ国管理ＤＢの登録内容に変更がないこと。

④輸入申告ＤＢに登録されている原産地コード及び品目コードの組み合わせが、ＥＰＡ適用期間内であること。

（Ｏ）運賃特例及び保険明細不明関連チェック

輸入申告ＤＢに登録されている運賃区分コードが運賃特例に係るコードである場合または保険区分コードが保険明細不明に係るコードである場合は、以下のチェックを行う。

①輸入申告ＤＢに登録されている運賃区分コードが「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードである場合は、変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に、運賃特例自動計算適用管理ＤＢの登録内容に変更がないこと。

②輸入申告ＤＢに登録されている保険区分コードが「保険料を自動計算する」旨のコードである場合は、事項登録日から本業務が行われた日までの間に、保険料自動計算適用管理ＤＢの登録内容に変更がないこと。

（７）口座関連チェック

輸入申告ＤＢに口座番号が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

①口座番号が口座ＤＢに存在すること。

②通関業者口座の場合は、入力者が口座ＤＢに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者ＤＢに登録されていること。

③輸入者口座の場合は、輸入者、または輸入取引者または税関事務管理人が口座ＤＢに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者ＤＢに登録されていること。

（８）担保関連チェック

（Ａ）以下のいずれかの条件を満たす場合は、以下のチェックを行う。

ただし、ＢＰ承認が行われている場合は、チェックを行わない。

①輸入申告ＤＢに担保登録番号（据置担保または個別担保。以下同様。）及び担保額が登録されている場合

②申告等種別が輸入（引取）申告、輸入（引取・特例）申告、または特例申告または特例申告期限内訂正の場合で、輸入申告ＤＢに担保登録番号が登録されている場合（輸入申告ＤＢに担保額が登録されていない場合も含む。）

なお、以下の条件を満たす場合は、個別担保を輸入（引取）申告用の担保として扱う。

①申告等種別が輸入（引取・特例）申告、または特例申告または特例申告期限内訂正である

②「担保登録番号の繰返し２回目、個別担保の両方に登録がある」または「個別担保のみに登録がある」

③「あて先官署コードと特例申告あて先官署コードが異なる場合で、個別担保の登録があて先官署で行われている場合」または「あて先官署コードと特例申告あて先官署コードが同じ場合で、輸入（引取）申告用の担保提供原因のみが登録されている場合」

（ａ）存在チェック

担保登録番号が担保ＤＢに存在すること。

（ｂ）担保提供者チェック

以下のいずれかを満たすこと。なお、国内用輸出入者ＤＢにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

＜Ａ＞担保登録番号及び担保額が登録されている場合で、輸入（引取）申告用の担保でない場合

①担保ＤＢに登録されている担保提供者コードが以下のいずれかである。

・輸入者（輸入取引者を含む。）の先頭８桁

・輸入者（輸入取引者を含む。）の先頭１３桁

・入力者

②担保提供者に代わる利用可能者として担保利用可能者ＤＢに輸入者（輸入取引者を含む。）の先頭８桁または１３桁が登録されている。

③担保提供者に代わる利用可能者として担保利用可能者ＤＢに入力者が登録されている。

＜Ｂ＞輸入（引取）申告または輸入（引取・特例）申告の場合で、輸入（引取）申告用の担保としてチェックする場合

①担保ＤＢに登録されている担保提供者コードが輸入者の先頭８桁または先頭１３桁と同一である。

②担保提供者に代わる利用可能者として担保利用可能者ＤＢに輸入者の先頭８桁または先頭１３桁が登録されている。

（ｃ）引落とし可能期間チェック

本業務が行われた日（申告等種別が特例申告または特例申告期限内訂正の場合は、輸入申告ＤＢに登録されている輸入（引取）許可年月日）が担保ＤＢに登録されている引落とし可能期間内であること。

（ｄ）担保提供原因チェック

＜Ａ＞申告等種別が輸入（引取）申告または輸入（引取・特例）申告の場合は、ＩＤＡ０１業務において１回目の担保登録番号欄に入力された担保登録番号について、担保ＤＢに輸入（引取）申告用の担保提供原因が登録されていること。

ただし、ＩＤＡ０１業務において１回目の担保登録番号欄に入力されていない場合は、チェックを行わない。

＜Ｂ＞以下のいずれかの場合は、担保登録番号の繰返し１回目または個別担保に輸入（引取）申告用の担保提供原因が登録されていること。

①申告等種別が特例委託輸入（引取）申告の場合で、邦貨換算後のインボイス価格の合計が２０１，０００円以上

②申告等種別が特例委託輸入（引取・特例）申告の場合で、関税課税標準額の合計が２０１，０００円以上

（ｅ）担保使用可能官署チェック

あて先税関官署において使用可能な担保であること。

（Ｂ）輸入申告ＤＢに担保登録番号及び担保額が登録されている場合（申告等種別が輸入（引取）申告または輸入（引取・特例）申告の場合を含む。）のみ、以下のチェックを行う。ただし、ＢＰ承認が行われている場合は、チェックを行わない。

（ａ）使用可能通関業者チェック

担保ＤＢに使用可能通関業者が登録されている場合は、本業務の入力者と同一であること。

（ｂ）担保提供原因チェック

申告等種別が輸入（引取・特例）申告、及び特例申告及び特例申告期限内訂正以外の場合は、以下のチェックを行う。

＜Ａ＞輸入申告ＤＢに１つの担保登録番号（据置担保）が登録されている場合

包括納期限延長する場合は、担保ＤＢに包括納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

＜Ｂ＞輸入申告ＤＢに２つの担保登録番号（２つの据置担保または据置担保と個別担保）が登録されている場合

①包括納期限延長する場合は、担保ＤＢに包括納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

②個別納期限延長する場合は、担保ＤＢに個別納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

③ＢＰ承認申請の場合は、担保ＤＢにＢＰ承認申請用の担保提供原因が登録されていること。

④再輸出免税を適用する場合は、担保ＤＢに再輸出免税用の担保提供原因が登録されていること。

＜Ｃ＞輸入申告ＤＢに個別担保が登録されている場合

①個別納期限延長する場合は、担保ＤＢに個別納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

②ＢＰ承認申請の場合は、担保ＤＢにＢＰ承認申請用の担保提供原因が登録されていること。

③再輸出免税を適用する場合は、担保ＤＢに再輸出免税用の担保提供原因が登録されていること。

（ｃ）申告等種別が輸入（引取・特例）申告、または特例申告または特例申告期限内訂正の場合で、特例申告納期限延長する場合は、担保ＤＢに特例申告納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。以下の条件をすべて満たす場合は、担保ＤＢに特例申告納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

①輸入申告ＤＢに登録されている輸入者について、国内用輸出入者ＤＢに輸入（引取）申告及び特例申告が可能な輸入者で特例申告納期限延長用の担保登録が必要な輸入者である旨が登録されていること。

②特例申告納期限延長であること。

（ｄ）申告等種別が輸入（引取・特例）申告、または特例申告または特例申告期限内訂正の場合は、特例申告あて先税関官署で使用可能な担保であること。

（Ｃ）申告等種別が輸入（引取・特例）申告または特例申告で、以下の条件をすべて満たす場合は、（ａ）のチェックを行う。ただし、ＩＤＡ０１業務において２回目の担保登録番号欄に入力されていない場合は、チェックを行わない。

①輸入申告ＤＢに登録されている輸入者について、国内用輸出入者ＤＢに輸入（引取）申告及び特例申告が可能な輸入者で特例申告納期限延長用の担保登録が不要な輸入者である旨が登録されていること。

②特例申告納期限延長であること。

（ａ）担保提供原因チェック

担保ＤＢに特例申告納期限延長用の担保提供原因が登録されていないこと。ただし、個別担保の場合はチェックを行わない。

また、特例申告納期限延長用の担保提供原因が登録されている場合であっても、再輸出免税を適用する申告の場合で、再輸出免税用の担保提供原因が併せて登録されている場合にはチェックを行わない。

（９）共通管理番号関連チェック

輸入申告ＤＢに共通管理番号が登録されている場合は、共通管理番号関連チェックを行う。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｄ１０「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照。

（10）共通管理番号関連チェック

輸入申告ＤＢに共通管理番号が登録されている場合は、共通管理番号関連チェックを行う。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｄ１０「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照。

（11）関税割当証明書ＤＢチェック

輸入申告ＤＢの輸入承認証等識別に関税割当証明書（システム）に対応するコードの登録がある場合は、以下のチェックを行う。

①輸入申告ＤＢの輸入承認証番号等に登録されているＮＡＣＣＳ用関税割当証明書番号が、関税割当証明書ＤＢに存在すること。

②当該申告番号の先頭１０桁と一致する申告番号が関税割当証明書ＤＢに登録されており、その確認状態が仮登録取消済以外であること。ただし、輸入（引取）申告の場合を除く。

③輸入等申告日が行われた日が関税割当証明書ＤＢに登録されている期間満了日を経過していないこと。

（12）ライセンスＤＢチェック

輸入申告ＤＢの輸入承認証等識別に外為法電子ライセンスに対応するコードの登録がある場合は、以下のチェックを行う。

①入力者が通関業者指定ＤＢに登録されている利用者（先頭５桁）と同一であること。

②電子ライセンス番号が、ライセンスＤＢに存在すること。

③電子ライセンス番号が、無効となっていないこと。

④輸入申告ＤＢに最初蔵入等承認年月日が登録されていない場合は、申告日がライセンスＤＢに登録されている有効期限内であること。  
ただし、ライセンスＤＢに登録されている有効期間の終了日が、「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの休日の翌日を有効期間の終了日とする。

⑤突合情報ＤＢの突合総合結果に、「ＯＫ」、「ＭＮ」、または、「ＲＳ」が登録されていること。

⑥輸入申告等変更事項登録後に、「外為法　突合情報登録（ＪＴＺ）」業務が実施されていること。

（13）Ｃ／Ｏ情報ＤＢチェック

輸入申告ＤＢの輸入承認証等識別に電子原産地証明書に対応するコードが登録されている場合は、以下のチェックを行う。

ただし、以下の場合はチェックを行わない。

①輸入申告ＤＢにおいて、ＢＰ承認申請の場合で、ＢＰ申請事由コードに「原産地証明書又は原産品申告書の提出が遅れる」に対応するコードが登録されている場合

②申告等種別が特例申告、特例申告期限内訂正、蔵出輸入申告、移出輸入申告、総保出輸入申告、または、蔵出輸入（引取・特例）申告の場合

③申告等種別が蔵入承認申請、移入承認申請、または、総保入承認申請の場合で、輸入申告ＤＢに最初蔵入承認年月日が登録されている場合

（Ａ）輸入申告ＤＢの輸入承認証番号等に登録されている「Ｎ－Ｃ／Ｏ番号」、または、｢「ｅＣ／Ｏキー」と「Ｃ／Ｏ番号」の組み合わせ」が、Ｃ／Ｏ情報ＤＢに存在すること。

（Ｂ）当該申告番号の先頭１０桁と一致する申告番号がＣ／Ｏ情報ＤＢに登録されており、その確認状態が仮登録取消済以外であること。ただし、原産地証明書情報が全欄全量内取処理可能な場合を除く。

（Ｃ）輸入申告ＤＢの輸入承認証番号等に登録されている「Ｎ－Ｃ／Ｏ番号」、または、｢「ｅＣ／Ｏキー」と「Ｃ／Ｏ番号」の組み合わせ」における原産地証明書情報について、以下を満たさないこと。

①１つの原産地証明書情報が複数に分割されてＮＡＣＣＳに送られてくる場合は、全て受信完了していること。

②当該申告番号の先頭１０桁と一致する申告番号以外で全欄全量内取されていないこと。

③キャンセルされていないこと。

④当該申告番号の先頭１０桁と一致する申告番号がＣ／Ｏ情報ＤＢに登録されている場合（本業務における全欄全量内取処理分を含む）は、登録欄数の合計が９９欄以内であること。

⑤本業務で全欄全量内取をする場合には、「原産地内取内容仮登録（ＯＡＣ）」業務による内取がされていないこと。

（14）減免戻し税等明細書情報ＤＢチェック

輸入申告ＤＢの輸入承認証等識別に減免戻し税等明細書に対応するコードが登録されている場合は、以下のチェックを行う。

（Ａ）存在チェック

輸入申告ＤＢの輸入承認証等識別に登録されている「減免戻し税等明細書番号」が、減免戻し税等明細書情報ＤＢに存在すること。

（Ｂ）輸出入者関連チェック

輸入申告ＤＢに登録されている「減免戻し税等明細書番号」において輸出入者コードが登録されている場合、輸入申告ＤＢに登録されている輸出入者コードまたは法人番号で以下のチェックを行う。ただし、国内用輸出入者ＤＢにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

①減免戻し税等明細書情報ＤＢに登録されている輸出入者コードが１２桁の輸出入者コードまたは１７桁の法人番号である場合は、輸入申告ＤＢに登録されている輸出入者コードが減免戻し税等明細書情報ＤＢに登録されている輸出入者コードと一致すること。

②減免戻し税等明細書情報ＤＢに登録されている輸出入者コードが８桁の輸出入者コードである場合は、輸入申告ＤＢに登録されている輸出入者コードの先頭８桁が減免戻し税等明細書情報ＤＢに登録されている輸出入者コードの先頭８桁と同一であること。

③減免戻し税等明細書情報ＤＢに登録されている輸出入者コードが１３桁の法人番号である場合は、輸入申告ＤＢに登録されている輸出入者コードの先頭１３桁が減免戻し税等明細書情報ＤＢに登録されている輸出入者コードの先頭１３桁と同一であること。

（Ｃ）利用可能チェック

①輸入申告ＤＢの輸入承認証等識別に登録されている「減免戻し税等明細書番号」において、当該輸入申告における輸入申告等番号の先頭１０桁と一致すること。

②輸入申告ＤＢの輸入承認証等識別に登録されている「減免戻し税等明細書番号」が取消されていないこと。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う｡（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）審査区分選定処理

申告等種別が特例申告または特例申告期限内訂正以外の場合は、輸入申告ＤＢの内容に基づき審査区分選定処理を行う。

当初の輸入申告等後に「審査区分変更・検査（運送）指定（ＣＫＯ）」業務により審査区分の変更が行われた場合は、変更された審査区分を引き継ぐ。

（３）通関関係書類（原紙）提出要否判定処理

申告等種別が特例申告以外の場合は、輸入申告ＤＢの内容に基づき、通関関係書類（原紙）の提出要否を判定する。

（４）通関関係書類提出要否判定処理

申告等種別が特例申告または特例申告期限内訂正の場合は、輸入申告ＤＢの内容に基づき、通関関係書類の提出要否を判定する。

（４５）利用者用整理番号払出し処理

（Ａ）申告等種別が特例申告または特例申告期限内訂正以外の場合

既に払い出された利用者用整理番号を引き継ぐ。

（Ｂ）申告等種別が特例申告または特例申告期限内訂正の場合

利用者用整理番号の付与が必要である旨がシステムに登録されている入力者の場合は、利用者単位の通番を払い出す。

ただし、申告等種別が特例申告または特例申告期限内訂正の場合で、輸入（引取）申告者と本業務入力者が同一である場合は、輸入（引取）申告時の利用者用整理番号を引き継ぐ。

（５６）輸入申告ＤＢ処理

申告等種別が特例申告または特例申告期限内訂正以外の場合は、入力された申告等番号に対して、処理結果及び輸入申告等変更された旨を輸入申告ＤＢに登録する。

（６７）貨物情報関連処理

以下の場合以外に処理を行う。

1. 輸入申告ＤＢに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合

ただし、蔵出輸入申告（蔵出輸入（引取・特例）申告を含む）、または再蔵入承認申請、移入承認申請または総保入承認申請の場合で、通関予定蔵置場が蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場としてシステムに登録されている場合は、処理を行う（海上のみ）。

②申告等種別が特例申告の場合

③ＢＰ承認後の場合

④輸入申告ＤＢに郵便物である旨が登録されている場合

（Ａ）海上の場合

輸入申告ＤＢに登録されているＢ／Ｌ番号について、輸入申告変更等された旨を貨物情報ＤＢに登録する。

（Ｂ）航空の場合

輸入申告ＤＢに登録されているＡＷＢ番号について、輸入申告変更等された旨を輸入貨物情報ＤＢに登録する。

（７８）特例申告受理処理

申告等種別が特例申告または特例申告期限内訂正の場合で、輸入申告ＤＢに特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）を併せて行う旨が登録されていない場合は、以下の処理を行う。

（Ａ）担保引落とし処理

輸入申告ＤＢに担保額が登録されている場合は、以下の処理を行う。

ただし、国内用輸出入者ＤＢに輸入（引取）申告及び特例申告が可能な輸入者で特例申告納期限延長用の担保登録が不要な輸入者の場合は、担保額を取消し、以下の処理を行わない。

（ａ）引落とし処理

輸入申告ＤＢに担保登録番号が登録されており、担保ＤＢに登録されている担保登録番号毎の担保引落とし残高が輸入申告ＤＢに登録されている担保提供原因毎の担保額を合計した金額以上である場合は、以下の処理を行う。

なお、輸入申告ＤＢに２つまたは３つの担保登録番号が登録されており、担保ＤＢに同一の担保提供原因が登録されている場合は、関税等（関税、特殊関税、消費税及び地方消費税）とその他の内国消費税等（関税等以外の内国消費税）で下表に示す順序で引き落とし処理を行う（１つの受入科目と担保提供原因に対して複数の担保登録番号からの引落としは行わない。）。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 据置担保（１欄目） | 据置担保（２欄目） | 個別担保 |
| 関税等 | ３番目 | １番目 | ２番目 |
| その他の内国消費税等 | ３番目 | ２番目 | １番目 |

①引落とし結果を担保ＤＢに登録する。

②担保提供原因毎に引落とし結果を担保引落とし回復ＤＢに登録する。

ただし、納期限延長用の担保提供原因の場合は、登録しない。

③担保引落とし済みの旨を輸入申告ＤＢに登録する。

④資金ＤＢに特例申告された旨または特例申告期限内訂正された旨及び担保引落とし済みの旨を登録する。

（ｂ）担保残高不足処理

輸入申告ＤＢに担保登録番号が登録されていない場合または、担保残高が不足している場合は、エラーとする。

（Ｂ）納付処理

納付すべき税額がある場合は、以下の処理を行う。

（ａ）特例申告口座一括引落とし用登録処理

納税方式が即納で、納付方法が口座振替の税科目がある場合で、本業務が行われた日が特例申告口座一括引落とし処理の特定日以前の場合は、以下の処理を行う。

ただし、「申告等種別が特例委託特例申告または特例委託特例申告期限内訂正の場合で、無符号輸入者の場合」または「納付方法識別に一括納付対象外のコードが登録されている場合」は除く。

なお、特例申告口座一括引落とし処理についての詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｆ０２「特例申告口座一括引落とし処理」を参照。

①特例申告された旨または特例申告期限内訂正された旨を資金ＤＢに登録する。

②一括納付書番号を払い出す。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｆ０１「収納関連処理」の「一括納付書番号払出し・登録処理」を参照。

③一括納付書番号及び受入科目毎に納付すべき税額を口座一括振替用ＤＢに登録する。

（ｂ）リアルタイム口座処理

納税方式が即納で、納付方法が口座振替の税科目がある場合で、以下のいずれかの条件を満たす場合は、リアルタイム口座を利用して納付する場合のみ、以下の処理を行う。

①本業務が行われた日が特例申告口座一括引落とし処理の特定日を過ぎている場合

②申告等種別が特例委託特例申告または特例委託特例申告期限内訂正の場合で、無符号輸入者の場合

③納付方法識別に一括納付対象外のコードが登録されている場合

＜Ａ＞口座引落とし指示待ち処理

輸入申告ＤＢの納付方法識別に口座の即時引落としを行わない旨が登録されている場合、以下の処理を行う。

①特例申告された旨または特例申告期限内訂正された旨を資金ＤＢに登録する。

②口座引落とし指示待ち及び口座残高不足の旨を輸入申告ＤＢに登録する。

③口座引落とし指示待ちの旨を資金ＤＢに登録する。

＜Ｂ＞口座引落とし処理

以下の処理を行う。ただし、輸入申告ＤＢの納付方法識別に口座の即時引落としを行わない旨が登録されている場合は除く。

①特例申告された旨または特例申告期限内訂正された旨を資金ＤＢに登録する。

①②納付番号及び確認番号を払い出し、輸入申告ＤＢの税科目毎に納付すべき税額を合計した金額をＭＰＮ納付ＤＢに登録する。

②③リアルタイム口座引落とし処理中の旨を輸入申告ＤＢに登録する。

③④口座残高不足の旨を資金ＤＢに登録する。

④⑤口座引落とし要求電文をリアルタイム口座用Ｗｅｂサーバ向けに送信する。

（ｃ）一括納付書用登録処理

納付方法が口座振替でない税科目がある場合で、本業務が行われた日が一括納付書用登録処理の特定日以前である場合は、税科目毎に以下の処理を行う。

ただし、「申告等種別が特例委託特例申告または特例委託特例申告期限内訂正の場合で、無符号輸入者の場合」または「納付方法識別に一括納付対象外のコードが登録されている場合」は除く。

①特例申告された旨または特例申告期限内訂正された旨を資金ＤＢに登録する。

②一括納付書番号を払い出し、資金ＤＢに登録する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｆ０１「収納関連処理」の「一括納付書番号払出し・登録処理」を参照。

（ｄ）納付方法が口座振替でない税科目がある場合で以下のいずれかの条件を満たす場合は、税科目毎に以下の処理を行う。

①本業務が行われた日が一括納付書用登録処理の特定日を過ぎている場合

②申告等種別が特例委託特例申告の場合で、無符号輸入者の場合

③納付方法識別に一括納付対象外のコードが登録されている場合

＜Ａ＞直納処理

納付方法が直納の場合は、特例申告された旨を資金ＤＢに登録する。

＜Ｂ＞ＭＰＮ処理

①特例申告された旨及びＭＰＮを利用して納付する旨を資金ＤＢに登録する。

②納付番号及び確認番号を払い出し、特例申告あて先税関官署、申告等番号及び納期限が同一の受入科目の納付情報を１つにまとめ、ＭＰＮ納付ＤＢに登録する。

（Ｃ）輸入申告ＤＢ処理

特例申告された旨または特例申告期限内訂正された旨を輸入申告ＤＢに登録する。

（Ｄ）石油石炭税特例納付ＤＢ処理

内国消費税等減免税コードに石油石炭税特例納付である旨のコードが登録されている場合、石油石炭税特例納付ＤＢに、特例申告された旨または特例申告期限内訂正された旨を登録する（輸入申告等事項登録時または輸入申告等変更事項登録時に統合処理を行った欄については、統合前の欄単位で登録する。）。

なお、数量（１）及び数量（２）については、リットル位またはキログラム位未満を切り捨てて登録する（輸入申告等事項登録時または輸入申告等変更事項登録時に統合処理を行った欄については、統合前の数量に対してリットル位またはキログラム位未満を切り捨てて登録する。）。

（８９）特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）処理

申告等種別が特例申告または特例申告期限内訂正の場合で、輸入申告ＤＢに特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）を併せて行う旨が登録されている場合は、特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）された旨及び特例申告期限日の翌月末日を基準として削除対象とする旨を輸入申告ＤＢに登録する。ただし、特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）された後に特例申告期限内訂正を行った場合は処理しない。

（９10）時間外執務要請届使用実績ＤＢ処理

税関の開庁時間外の場合、時間外執務要請届を使用した旨を時間外執務要請届使用実績ＤＢに登録する。ただし、申告等種別が特例申告または特例申告期限内訂正の場合は除く。

（101）共通管理番号関連処理

輸入申告ＤＢに共通管理番号が登録されている場合は、共通管理番号関連処理を行う。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｄ１０「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照。

（112）添付ファイル管理ＤＢ処理

添付ファイル管理ＤＢに入力された申告等番号に係る情報が存在する場合は、以下の処理を行う。①輸入申告等変更された旨を登録する。

②「通関関係書類（原紙）提出要否判定」の判定結果を登録する。

③特例申告受理となった場合は、特例申告受理された旨を登録する。

④特例申告期限内訂正が受理となった場合は、特例申告期限内訂正受理された旨を登録する。

（123）包括保険ＤＢ処理

包括保険番号が８桁の場合、本業務が入力された日を包括保険ＤＢに登録する。

（134）関税割当証明書ＤＢ処理

輸入承認証等識別欄に関税割当証明書（システム）に対応するコードの入力がある場合は、以下の処理を行う。

①輸入申告変更等された旨を登録する。

②特例申告または特例申告期限内訂正された場合は、当該申告番号に係る裏落内容について税関確認済みの旨を登録する。

③特例申告受理となった場合は、特例申告受理された旨を登録する。

④特例申告期限内訂正が受理となった場合は、特例申告期限内訂正受理された旨を登録する。

（145）ライセンスＤＢ処理

輸入申告ＤＢの輸入承認証等識別または輸入承認証添付識別に外為法ライセンスに対応するコードの登録がある場合で、特例申告受理となった場合または特例申告期限内訂正受理となった場合は、ライセンス用通関ＤＢに特例申告受理された旨または特例申告期限内訂正が受理された旨を登録する。

（156）Ｃ／Ｏ情報ＤＢ処理

輸入申告ＤＢの輸入承認証等識別に電子原産地証明書に対応するコードが登録されている場合は、以下の処理を行う。

ただし、以下の場合は処理を行わない。

①ＢＰ承認申請の場合（「その他やむを得ない理由があると認める場合（自動）」に係るＢＰ申請事由コードが登録されている場合は除く）

②申告等種別が「蔵出輸入申告」、「移出輸入申告」、「総保出輸入申告」または「蔵出輸入（引取・特例）申告」の場合

③申告等種別が「蔵入承認申請」、「移入承認申請」または「総保入承認申請」の場合で、輸入申告ＤＢに最初蔵入承認年月日が登録されている場合

（Ａ）輸入申告変更等された旨をＣ／Ｏ情報ＤＢに登録する。

（Ｂ）以下のすべてを満たす場合は、当該申告番号において全欄全量内取完了がされた旨をＣ／Ｏ情報ＤＢに登録する。

①当該申告番号の先頭１０桁と一致する申告番号がＣ／Ｏ情報ＤＢに登録されている場合は、その確認状態が仮登録取消済である。

②他の輸入申告における申告番号がＣ／Ｏ情報ＤＢに登録されている場合は、その確認状態が仮登録取消済である。

（17）減免戻し税等明細書情報ＤＢ処理

輸入申告ＤＢの輸入承認証等識別欄に減免戻し税等明細書に対応するコードが登録されている場合は、減免戻し税等明細書情報ＤＢに以下の処理を行う。

①輸入申告変更等（予備申告を除く）された旨を登録する。

②減免戻し税等明細書に登録されている免税条項該当申告区分コードと一致する当該輸入申告における関税減免税コードおよび内国消費税減免税コードを登録する。

③特例申告受理となった場合は、特例申告受理された旨を登録する。

（168）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 輸入申告等控情報＊２ | 輸入申告変更等された場合は、以下のいずれかとして出力  ①輸入申告変更控  ②輸入申告変更控（少額関税無税）  ③蔵出輸入申告変更控  ④移出輸入申告変更控  ⑤総保出輸入申告変更控  ⑥輸入許可前貨物引取承認申請変更控  ⑦輸入許可前貨物引取承認申請変更控（少額関税無税）  ⑧蔵出輸入許可前貨物引取承認申請変更控  ⑨移出輸入許可前貨物引取承認申請変更控  ⑩総保出輸入許可前貨物引取承認申請変更控  ⑪蔵入承認申請変更控  ⑫移入承認申請変更控  ⑭総保入承認申請変更控  ⑮展示等申告変更控  ⑯輸入（引取）申告変更控  ⑰蔵出輸入（引取）申告変更控 | 入力者 |
| 税関（通関担当部門）＊３ |
| 特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）された場合は、特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）控として出力 | 入力者 |
| 特例申告受理された場合は、特例申告控として出力 | 入力者 |
| 輸入者および輸入取引者＊４ |
| 特例申告期限内訂正が受理された場合は、特例申告期限内訂正控として出力 | 入力者 |
| 輸入者および輸入取引者＊４ |
| 税関（通関担当部門）＊３ |
| 納付書情報（直納） | 以下の条件をすべて満たす場合  ただし、特例申告納期限延長と即納混在の場合は、特例申告納期限延長対象の税科目分の出力は行わない。  ①特例申告または特例申告期限内訂正である  ②納付すべき税額がある  ③納付方法が直納である  ④一括納付対象でない  ⑤特例申告納期限延長（酒税・たばこ税）されていない | 入力者 |
| 納付番号通知情報 | 以下の条件をすべて満たす場合  ただし、特例申告納期限延長と即納混在の場合は、特例申告納期限延長対象の税科目分の出力は行わない。  ①特例申告または特例申告期限内訂正である  ②納付すべき税額がある  ③納付方法がＭＰＮである  ④一括納付対象でない  ⑤特例申告納期限延長（酒税・たばこ税）されていない | 入力者、輸入者または輸入者に係る代表通関業者のいずれか＊５ |
| 口座引落予定額等通知情報（特例申告・石油石炭税納税申告） | 以下の条件をすべて満たす場合に出力  ①特例申告または特例申告期限内訂正であるが受理された  ②納付すべき税額がある  ③一括納付対象でない  ④納付方法が口座振替である  ⑤口座引落とし指示待ちの旨が登録されている  ⑥特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）されていない | 入力者 |
| 輸入者＊４ |
| 輸入申告等情報（レコーダ） |  | 税関（通関担当部門） |
| 税関（通関担当部門）＊８ |
| 特例申告納期限延長申請情報 | 特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）された場合 | 税関（収納担当部門） |
| 添付情報通知情報 | 以下の条件をすべて満たす場合  ①添付ファイル管理ＤＢに申告等番号に係る情報が存在する  ②輸入申告情報（レコーダ）を出力する  ③変更前の審査区分が「簡易審査扱い」である | 税関（通関担当部門） |
| 税関（通関担当部門）＊８ |
| 関税割当裏落内容仮登録通知情報 | 輸入承認証等識別欄に関税割当証明書（システム）に対応するコードの入力がある場合。ただし、引取申告を除く。 | 税関（通関担当部門） |
| 関税割当裏落内容確認結果通知情報 | 以下の条件をすべて満たす場合  ①輸入承認証等識別欄に関税割当証明書（システム）に対応するコードの入力がある  ②申告等種別が特例申告または特例申告期限内訂正である | 関税割当裏落数量の仮登録者＊６ |
| 輸入者＊４＊９ |
| 原産地証明書情報登録通知情報 | 輸入申告ＤＢの輸入承認証等識別に電子原産地証明書に対応するコードが登録されている場合。＊１０＊１１＊１２＊１３ | 税関（通関担当部門） |
| 別紙\_原産地証明書情報登録通知情報（仕入書／内取情報） | 輸入申告ＤＢの輸入承認証等識別に電子原産地証明書に対応するコードが登録されている場合、かつ、Ｃ／Ｏ情報ＤＢにおいて、以下のいずれかを満たす場合に出力する。＊１０＊１１＊１２＊１３  ①仕入書番号及び仕入書日付の繰返しが２以上登録されている場合  ②内取情報が７以上登録されている場合 | 税関（通関担当部門） |
| 減免戻し税等明細書通知情報 | 輸入申告ＤＢの輸入承認証等識別に減免戻し税等明細書に対応するコードが登録されている場合。 | 減免戻し税等明細書の登録者＊１４ |
| 入力者＊１４ |
| 提出先税関（通関担当部門） |
| 以下の条件を全て満たす場合  ①輸入申告ＤＢの輸入承認証等識別に減免戻し税等明細書に対応するコードが登録されている場合。  ②減免戻し税等明細書ＤＢに使用場所官署に登録されている場合。 | 貨物の使用場所税関（通関担当部門） |
| 検査予約取消票 |  | 税関（通関担当部門）＊８ |
| 検査取消票 | 検査指定が取り消された場合 | 申告者 |
| 検査立会者＊７ |
| 通関蔵置場＊４ |

（＊２）出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｄ０２「輸入申告等控情報について」を参照。

（＊３）訂正票出力識別欄に「Ｐ」が入力された場合にのみ出力する。

（＊４）システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。

（＊５）システムに出力する旨が登録されている利用者のみに出力する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｆ０１「収納関連処理」の「一括納付書等出力処理」を参照。

（＊６）関税割当裏落数量の仮登録者（「関税割当裏落数量仮登録（ＴＱＣ）」業務の入力者）と関税割当証明書内容の登録者（「関税割当証明書内容登録（ＴＱＡ）」業務の入力者）が異なる場合は、両方に出力する。

（＊７）検査立会者に指定されている利用者が申告者と同一である場合は出力しない。

（＊８）蔵置官署にて検査を行う場合は、蔵置官署に出力する。

（＊９）関税割当裏落内容の仮登録者と同一である場合は出力しない。

（＊１０）本業務を契機に、「原産地証明書情報系帳票出力（１ＣＯＰＲ）」業務（多数件）を自動起動し、当該出力情報を出力する。

（＊１１）以下の場合を除く。

①申告等種別が「蔵出輸入申告」、「移出輸入申告」、「総保出輸入申告」または「蔵出輸入（引取・特例）申告」の場合

②申告等種別が「蔵入承認申請」、「移入承認申請」または「総保入承認申請」の場合で、輸入申告ＤＢに最初蔵入承認年月日が登録されている場合

（＊１２）ＢＰ承認申請の場合を除く。ただし、「その他やむを得ない理由があると認める場合（自動）」に係るＢＰ申請事由コードが登録されている場合は出力する。

（＊１３）特例申告または特例申告期限内訂正を除く。

（＊１４）減免戻し税等明細書の登録者（「減免戻し税等明細書登録（ＧＫＡ）」業務の入力者）と本業務の入力者が異なる場合には、両方に出力する。

７．特記事項

（１）出力される関連省庁の届出・申請番号について

関連省庁の届出・申請情報が複数関連付けられている場合は、関連省庁別の以下の出力項目に有効かつ最初に登録された届出・申請番号を出力する。

①食品等輸入届出受付番号欄

②輸入植物検査申請番号欄

③畜産物輸入検査申請番号欄

なお、関連付けられているすべての届出・申請番号は「関連省庁申告・申請状況照会（ＩＸＸ）」業務で確認することができる。